

宇部市文化振興ビジョン(第三次)

きらめ
煌くまち

人と地域がきらめく
文化の薫るまちをめざして



令和4年（2022年）3月
宇部市

人と地域がきらめく

文化の薫るまち をめざして



文化は、いつの時代にも人々の心を豊かにし、生きる糧や未来を切り開く力となるものであり、郷土への愛着を育み、人と人、人と社会のつながりを深めるなど、地域社会の活性化に必要不可欠なものといえます。

本市には、戦後、渡辺翁記念会館を中心に、クラシック音楽などの音楽文化が花開くとともに、戦災やばいじん公害など荒廃した地域社会の復興の過程で「緑と花と彫刻のまち」づくりが生まれるなど、独自の豊かな文化の歴史があります。

こうした中、平成22年に「宇部市文化の振興及び文化によるまちづくり条例」を制定し、この条例に則り策定した文化振興ビジョン（第一次・第二次）に基づき、ビジョンの基本目標である「人と地域がきらめく 文化の薫るまち」の実現を目指して、市民・文化団体と行政とが協働し、文化施策を推進してきたところです。

しかしながら、令和2年からの新型コロナウイルス感染拡大の影響により、多くの文化活動が中止・延期を余儀なくされ、文化に触れる機会が大きく減少しています。

また、グローバル化の進展による社会の多様性や相互理解の必要性の高まりなどから、様々な社会問題の解決に文化的な側面からアプローチする手法が広がってきています。

こうした状況を踏まえ、本市の文化振興に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、「第五次宇部市総合計画 前期実行計画」とも整合させたうえで、このたび「文化振興ビジョン（第三次）」を策定いたしました。

第三次ビジョンでは、これまで培ってきた実績を引き継ぎながら、SDGs・社会包摂・多文化共生などの観点を加えるとともに、社会情勢の変化を踏まえ「共創」の理念のもと、効果的な文化施策に取り組んでまいりますので、引き続き市民の皆様の積極的なご協力・ご参画をお願いします。

結びに、ビジョンの改定にあたりご尽力いただきました「宇部市文化振興まちづくり審議会」の委員の皆様をはじめ、アンケート等により貴重なご意見をいただきました多くの市民の皆様、関係各位に心から感謝申し上げます。

令和4年（2022年）3月

宇部市長 篠崎 圭二

もくじ

1 文化振興ビジョン（第三次）への改定にあたって	1
① 改定の目的	1
② 第三次ビジョンの位置づけ	1
③ 計画の期間	2
④ 対象とする文化	2
2 文化振興施策の現状と課題	3
① 文化振興施策を取り巻く状況	3
① 文化の意義	3
② 国における文化振興施策の動向	3
② 本市の文化活動の現状	4
① 本市の文化資源	4
② 文化団体や市民活動	4
③ UBEビエンナーレ（現代日本彫刻展）など	4
④ 文化施設	5
⑤ 文化財・伝統文化	5
⑥ 産業文化	5
③ 文化振興ビジョン（第二次）の進捗状況	6
① 主な指標	6
② 第二次ビジョン事業全体の進捗状況	7
④ 市民アンケート調査	8
① 調査概要	8
② 調査結果	8
⑤ 「宇部市のアートのまちづくり」アンケート調査	12
① 調査概要	12
② 調査結果	12
⑥ 本市の文化活動の課題	13
① 市民の文化活動	13
② 文化団体・文化事業者	13
③ 子どもたちへの文化事業の機会の創出	13
④ UBEビエンナーレ・彫刻	14
⑤ 文化施設	14
⑥ 文化財の保存・活用	14

3 基本目標と施策体系 15

① 基本目標	15
② 総括的数値目標	15
③ 施策体系	16

4 具体的施策の展開 17

施策1 文化活動の活性化	17
1-(1) 文化活動の推進	18
1-(2) 文化・アート人材の育成	18
施策2 「UBEビエンナーレ」からひろがる“まち・ひと・アート”の推進	19
2-(1) UBEビエンナーレの推進	19
2-(2) 彫刻企画展等の開催	20
2-(3) 彫刻とアートの教育の推進	20
2-(4) 彫刻によるまちづくりの推進	20
施策3 文化施設の整備・充実	21
3-(1) 渡辺翁記念会館・文化会館の整備等	21
施策4 文化財の保存・活用	22
4-(1) 文化財の保存・活用の推進	22
4-(2) 宇部市史の編さん	22

5 文化振興ビジョン（第三次）の推進体制 24

参考資料

● 宇部市文化の振興及び文化によるまちづくり条例	27
● 宇部市文化振興まちづくり審議会からの答申書	30

1 改定の目的

文化活動を通して享受する楽しさや感動は、人生の喜び、生きる糧となるもので、日々の暮らしに潤いをもたらし、心豊かな市民生活や活力ある社会の基礎ともいえるものです。

このため本市では、平成22年（2010年）に「宇部市文化の振興及び文化によるまちづくり条例」（平成22年条例第57号）（以下「文化振興まちづくり条例」という。）を制定し、平成24年（2012年）に「煌くまち 文化振興ビジョン」（以下「第一次ビジョン」という。）を策定しました。

平成29年（2017年）には「煌くまち 文化振興ビジョン（第二次）」（以下「第二次ビジョン」という。）へと改定を行い、「文化によるまちづくり」についての取組を進めてきたところです。

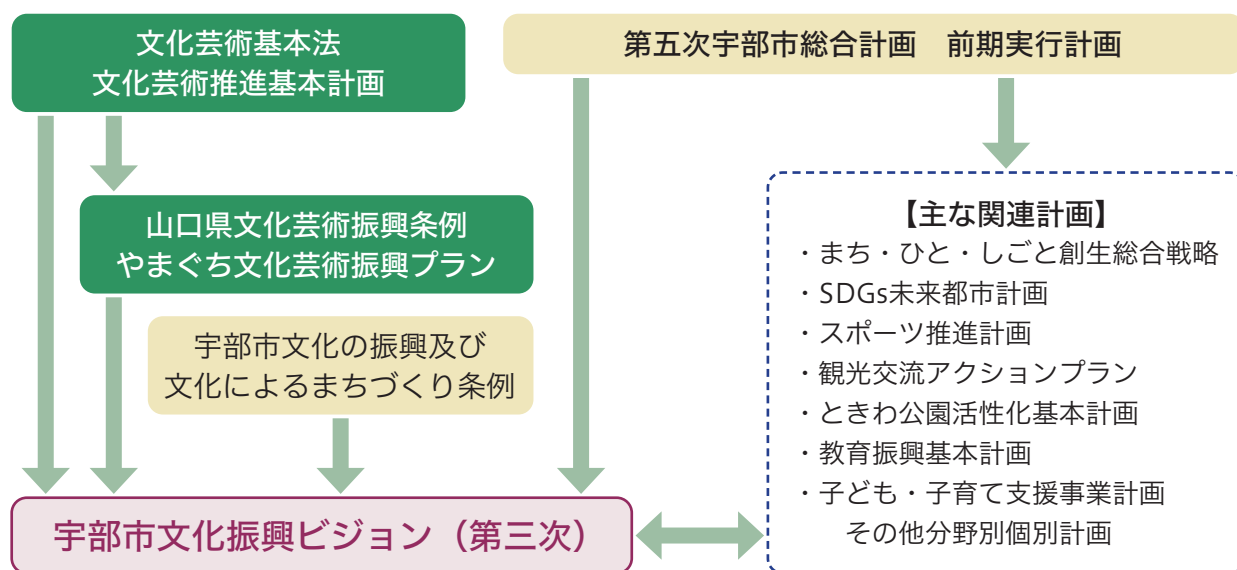
このたび、「第二次ビジョン」の計画期間が令和3年度（2021年度）で満了することから、次の5年間を見据えた新たなビジョン（以下「第三次ビジョン」または「本ビジョン」という。）を策定します。

なお、改定に際しては、宇部市文化振興まちづくり審議会での審議や、市民アンケートなどで寄せられた市民の意見を反映させるとともに、SDGsや社会包摂・多文化共生・文化芸術創造都市などの取組等も視野に入れ、施策体系等の見直しを行います。

2 第三次ビジョンの位置づけ

「文化振興まちづくり条例」に規定された基本方針として、条例の基本理念等を推進するとともに、第五次宇部市総合計画の分野別計画として、総合計画との整合性を図り、各分野の個別計画等との連携を図ります。

また、文化芸術基本法に基づく「地方文化芸術推進基本計画」として位置づけます。



③ 計画の期間

「第五次宇部市総合計画 前期実行計画」と計画期間をあわせ令和４年度（2022年度）から令和８年度（2026年度）までの５年間とします。

④ 対象とする文化

本ビジョンで対象とする「文化」の範囲については、音楽や美術などいわゆる「芸術」のみではなく、伝統芸能や生活文化なども含む、幅広い範囲で多様なものとして捉え、「文化振興まちづくり条例」第２条に規定されている分類に基づき、下表のとおり整理しました。

①芸術	「芸術」 文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、俳句、俳画、短歌、川柳、 工芸技術等 「メディア芸術」 映画、漫画、アニメーション、電子機器等を利用した芸術等
②芸能	「芸能」 講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱、民謡民舞、詩吟、奇術等 「伝統芸能」 雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、神楽等
③伝統文化	「伝統文化」 長い年月を重ね、受け継がれてきた文化や芸能等であり、①②④の 中でも、多くのものが伝統文化である。
④生活文化 その他市民が主体的に行う創造的な 諸活動及び文化財	「生活文化」 茶道、華道、書道、食文化、囲碁、将棋等 「民俗文化財」 生活慣習、民俗芸能、民俗技術等 「文化財」 有形文化財、無形文化財、文化芸術施設、産業遺産等

① 文化振興施策を取り巻く状況

「第二次ビジョン」への改定から5年が経過し、その間、文化芸術基本法の制定など、国・自治体においても、文化施策で新たな展開を模索する大きな流れが現れています。

また、SDGs・社会包摂・多文化共生など文化と密接に関係する社会の潮流が急速に浸透し、様々な社会問題・課題をアートの力で解決しようとする取組が広がっています。

① 文化の意義

文化には、ひとの心を豊かにし、明日への活力をもたらす大きな力があります。人々のお互いの理解や触れ合い・交流を促し、世界に平和をもたらすものとして、これからの社会づくりに限りなく大きな役割を担っています。

また、文化は地域の特性や独自性を継承し、新たな創造を生み出していく原動力になります。

本市がかつて経験した、戦災や煤じん公害、地域社会の荒廃に端を発した青少年非行などを克服する過程で、本市独自の「野外彫刻」や「クラシック音楽」などの文化が人々の心に力を与え、精神的な支えとなり、地域住民の心のつながりを回復させるなど、「心の復興」に大きな役割を果たしたほか、人々がその土地で生き続けるための礎となりました。

そうした経験から、SDGs・社会包摂など社会の流れもあり、本市においても、改めて文化の持つ力と意義が再認識されています。

特に、最近では、様々な社会問題の解決策としてアートをを用いたアプローチが日本各地で積極的に行われており、文化の持つ社会的な役割はますます拡大しています。

② 国における文化振興施策の動向

- ・平成13年（2001年） 「文化芸術振興基本法」制定
- ・平成24年（2012年） 「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」（劇場法）が制定。劇場、音楽堂等の位置付けや役割等が明確化。
- ・平成29年（2017年） 文化芸術振興基本法の改正により、名称も「文化芸術基本法」と変更。
この改正では、文化芸術の振興のみならず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策を取り込むとともに、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが示された。
- ・平成30年（2018年） 文化芸術基本法の規定に基づき、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため「文化芸術推進基本計画」を策定。

② 本市の文化活動の現状

① 本市の文化資源

本市は、山口県の南西部に位置し、西は山陽小野田市、東は山口市、北は美祢市に接し、南は瀬戸内海に面しています。

厚東川に沿って広がる開作地、南部の海岸線、霜降山、荒滝山などの豊かな自然に恵まれ、長い歴史と伝統の中で、豊かな文化が育まれてきました。

明治中期から盛んになってきた石炭産業などを背景に、大正10年（1921年）に市制が施行されてからは、県西部の中核都市として発展していく中で、絵画、文学等の分野では優れた作家が登場しました。

特に、戦後は、渡辺翁記念会館において、国内外の著名なクラシック演奏家などが、多数招かれ、演奏会を開催するなど、洋楽の分野で活動が活発化しました。

また、戦災や煤じん公害など荒廃した地域社会の復興の過程で、緑化運動、花いっぱい運動が展開され、さらに「宇部を彫刻で飾る運動」が広がり、こうした流れを受け、野外彫刻においては、UBEビエンナーレ（現代日本彫刻展）により彫刻によるまちづくりが続けられています。

さらに、近年では、映画・アニメーション・音楽などの分野で、本市にゆかりのある映画監督やアーティストのめざましい活躍が見られます。

② 文化団体や市民活動

本市には、文化の力で戦後の荒廃したまちを潤そうと、文化愛好者が集まって誕生した「宇部文化連盟」や「宇部好楽協会」など、様々な文化団体があります。そうした団体を中心に、市民による文化活動が盛んに行われています。

特に、オーケストラ・吹奏楽をはじめ、合唱やクラシックコンサート、邦楽など市民の音楽活動が盛んなことは、本市の文化の大きな特徴のひとつです。また、写真、絵画、彫刻、茶華道、書道、短歌、俳句、俳画、美術、演劇、舞踊などの各分野においても、個人やグループでの展覧会や公演が活発に行われています。

③ UBEビエンナーレ（現代日本彫刻展）など

市民運動をきっかけに、昭和36年（1961年）からスタートした「UBEビエンナーレ（現代日本彫刻展）」は、世界で最も歴史ある野外彫刻の国際コンクールに発展するとともに、市内に受賞作品等を200点以上設置するなどアートを取り入れたまちづくりを進め、本市独自の文化を発信する役割を担っています。また、市民がアートに触れる機会を創出するため、市所蔵作品展のほか、企画展やワークショップ等を定期的開催しています。

その他、本市独自の地域資源である彫刻を活用した様々な教育プログラムを行い、子どもたちの想像力と豊かな感性を育む彫刻教育を行っています。

④ 文化施設

渡辺翁記念会館は、本市発展の基礎を築いた渡邊祐策翁の遺徳を記念して、翁の関係した7事業各社（後のUBE株式会社）の寄付をもとに、昭和12年（1937年）に完成・開館しました。著名な建築家、村野藤吾設計の戦前の傑作として国内外に広く知られた建造物であり、平成17年（2005年）に国の重要文化財に指定されています。

特に、音響効果に優れた音楽ホールとしての評価が高く、戦後発足した「宇部好楽協会」などが中心となって国内外の著名なアーティストを多数招き、数多くの公演が行われてきました。こうした歴史的経緯や建造物としての価値などから、本市の文化遺産と言えるものであり、文化活動の拠点として貴重な施設となっています。

また、ホールを有する文化施設としては、同じく村野藤吾設計の建造物である宇部市文化会館やヒストリア宇部（旧宇部銀行館）をはじめ、多世代ふれあいセンターや楠総合センター（ルネッサンスホール）などがあります。

他にも、図書館や学びの森くすのき、男女共同参画センター・フォーユーなどの文化活動の拠点があり、様々な活動が行われています。

⑤ 文化財・伝統文化

本市には、江戸時代初期の防長二か国の大型地図である「慶長国絵図控図周防国・長門国」や建造物「渡辺翁記念会館」などの国指定文化財が6件、山口県指定文化財が19件、宇部市指定文化財が56件、さらに国の登録文化財が6件あります。

このうち、県指定文化財の「岩戸神楽舞」、市指定文化財の「岡田屋百手神事」、「居能盆踊り」、「丸尾十七夜管弦祭」は、地域の民俗芸能などを保護し後世に伝承する目的を持つ無形民俗文化財であり、本市の伝統文化の継承という重要な役割を担っています。

また、「南蛮音頭」は、石炭採掘の際に「南蛮車」を押しながら唄った労働歌を現代化したものとして、本市のみならず、山口県を代表する民謡のようによく唄われています。

さらに、国の伝統的工芸品である「赤間硯」や全国でも数少ない手造りによる箏の製作が行われているほか、指定・未指定を問わず、美術品等の有形文化財や伝統行事、お祭りなどの無形文化財も数多く存在しています。

⑥ 産業文化

本市には炭鉱とともに発展してきた歴史を伝える「石炭記念館」の他、「沖ノ山電車竪坑石垣」、「旧桃山1号配水池監視廊入口」、「桃山配水計量室」、「永山本家酒造場」などの本市の産業の発展の歴史を象徴する文化財が存在し、一部は国の登録文化財や近代化産業遺産に認定されています。

また、元禄11年（1698年）に築造され、江戸時代以降の本市の産業発展に寄与した常盤湖の南端に位置する「本土手」は、先人の知恵と工夫、技術が顕著に見られる歴史的遺産であり、常盤湖は、平成28年（2016年）に「世界かんがい施設遺産」に登録されています。

③ 文化振興ビジョン（第二次）の進捗状況

現 況

渡辺翁記念会館・文化会館の利用者数は、令和元年度（2019年度）までは概ね15万人前後でしたが、令和2年度（2020年度）は、新型コロナウイルス感染拡大防止のための休館・利用制限が相次いだことから、前年比約30%と大きく落ち込みました。公演等開催回数についても同様の傾向を示しています。

また、芸術祭参加者数は、25,000人規模で推移してきましたが、令和2年度（2020年度）は、舞台部門の全面的な中止及び展示部門の大幅縮小により、前年比約12%となりました。

令和2年度（2020年度）は、コロナ禍により、市民の文化活動の発表の場及び鑑賞の機会が大きく失われました。

① 主な指標

指標	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	平成2年度 (2020年度)
渡辺翁記念会館・文化会館					
利用者数（人）	123,316	156,009	174,380	144,808	42,799
公演等回数（回）	198	214	212	191	74
芸術祭参加者数（人）	24,053	26,321	25,382	25,961	3,123



宇部市渡辺翁記念会館

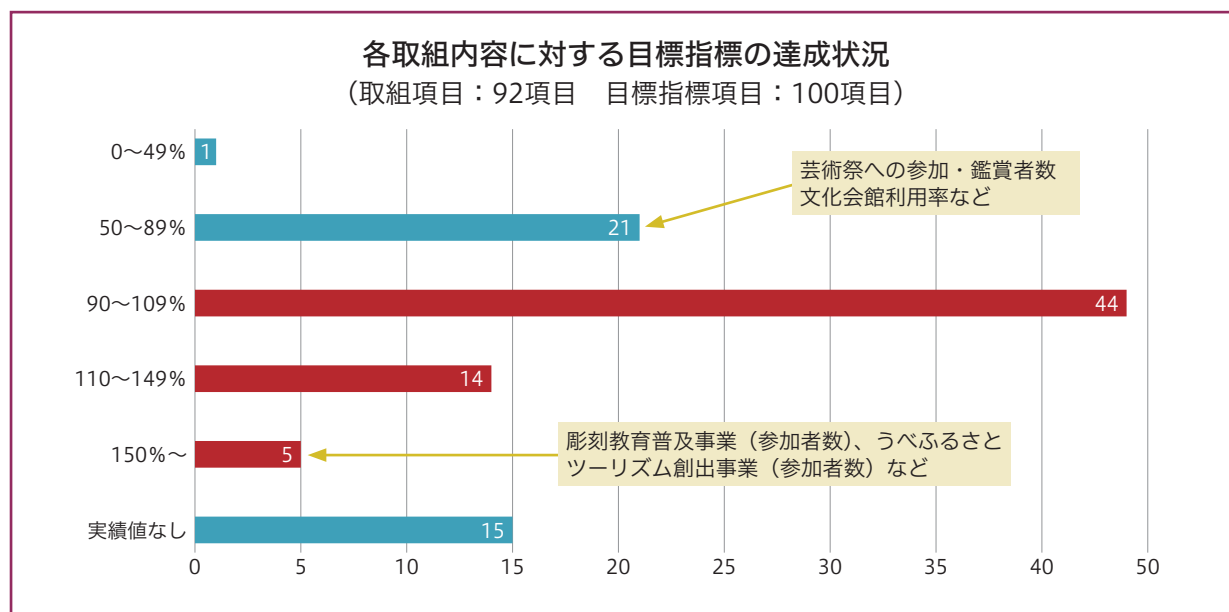


芸術祭
(第九「歓喜の歌」でHAPPY END in 渡辺翁記念会館)

② 第二次ビジョン事業全体の進捗状況

第二次ビジョンでは、計画期間中の各年度に目標指標を設定しており、令和元年度（2019年度）末までの進捗状況については、以下のとおりとなっています。

各指標の達成状況



90%以上達成している指標が全体の63%

※新型コロナウイルス感染症の影響を受けていない
直近の数値により各指標の達成状況を掲載。

[第三次ビジョンでは]

6割弱の項目が目標値にほぼ到達しており、彫刻教育やうべふるさとツーリズムなど体験型の事業については大幅に上回っています。一方で芸術祭への参加・鑑賞者数や文化会館利用率などについては目標値を下回っています。

こうしたことから、第三次ビジョンにおいては、ポストコロナ社会における「新たな日常」に対応しながら、市民の文化活動への支援や文化に触れる機会の創出、子どもたちをはじめとして文化に携わる市民層を広げる取組を一層充実させていくことを目指します。

4 市民アンケート調査

第三次ビジョンへの改定にあたっては、第二次ビジョンの事業進捗状況を踏まえるとともに、市民の文化活動の現状や今後のあり方などに関する「市民アンケート調査」を実施し、その結果を参考とします。

① 調査概要

- ・実施時期：令和3年（2021年）5～6月
- ・対象者：宇部市民（18歳以上）の中から3,000人を無作為抽出
- ・回答数：1,025人（回収率 34.2%）

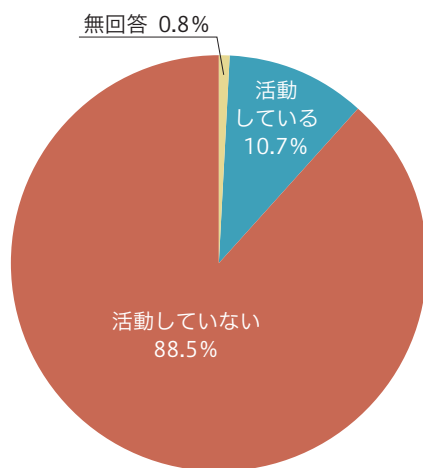
② 調査結果

アンケート1

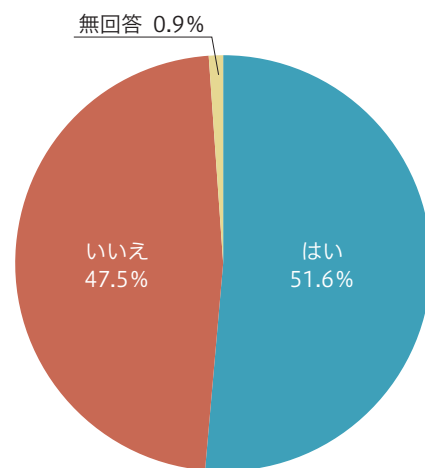
- 「3年以内に自身で演じたり、創ったり、描いたりなどの文化に関する創作・発表等の活動をしているか」との問いに対して、自身の文化活動については「活動していない」と回答した人が88.5%でした。

また、「この3年間に文化芸術を鑑賞した」と回答した方は51.6%となっており、文化活動は行っていないものの、文化への関心は比較的高いという傾向が伺えます。

直近の3年以内の文化活動者の割合

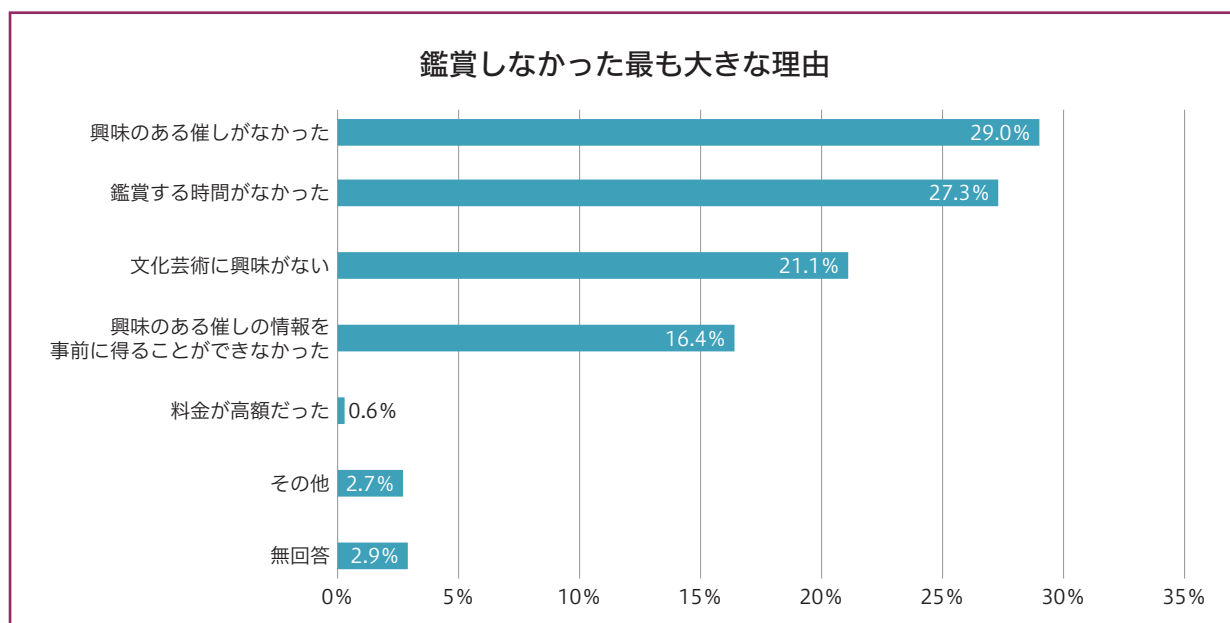
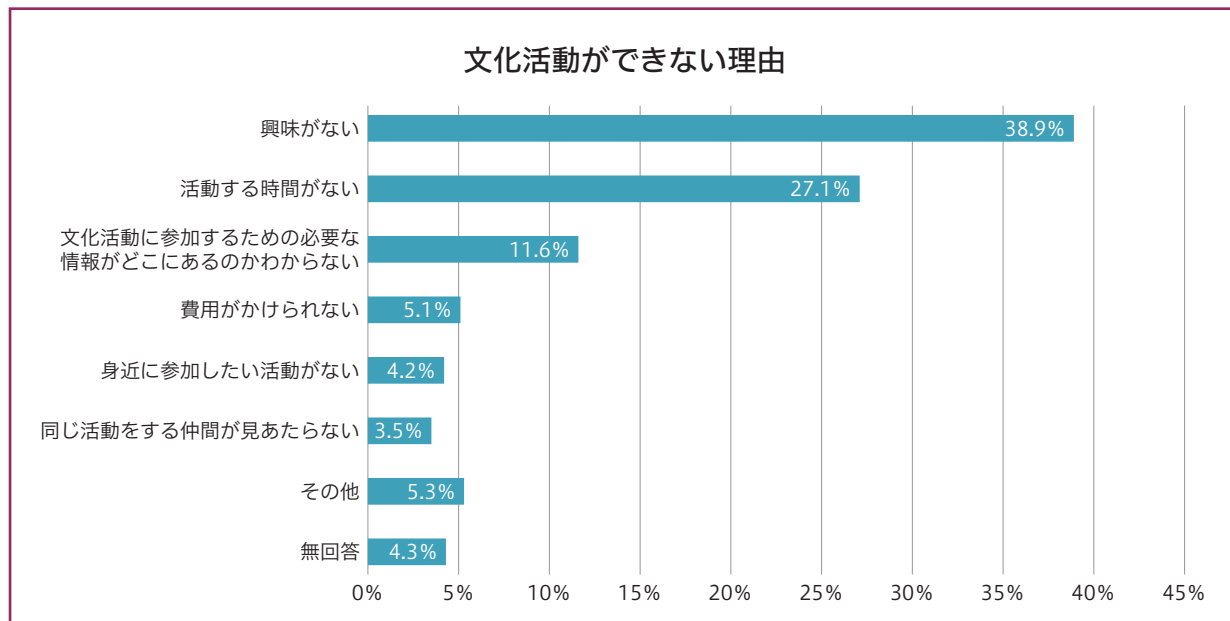


直近の3年以内に文化芸術を鑑賞した割合



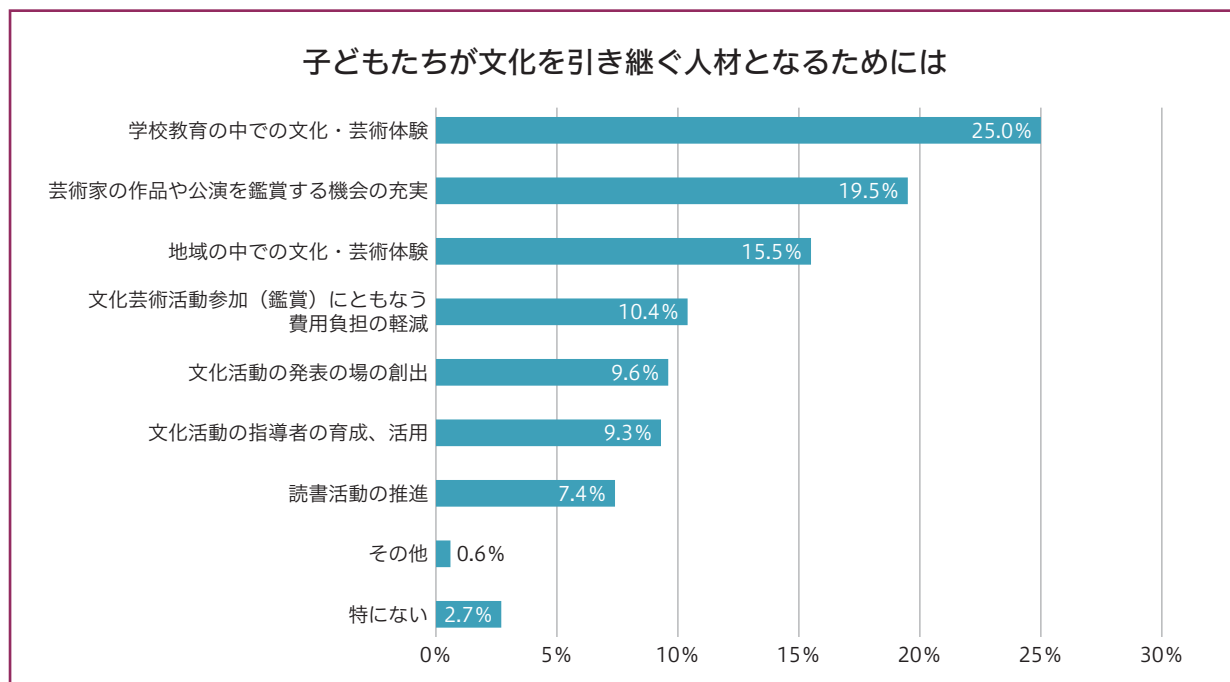
アンケート2

- 文化活動ができない・文化芸術を鑑賞しなかった理由として、「興味がない」「身近に参加したい活動や興味がある催しがない」、「時間的制約」や「情報不足」などが挙げられました。



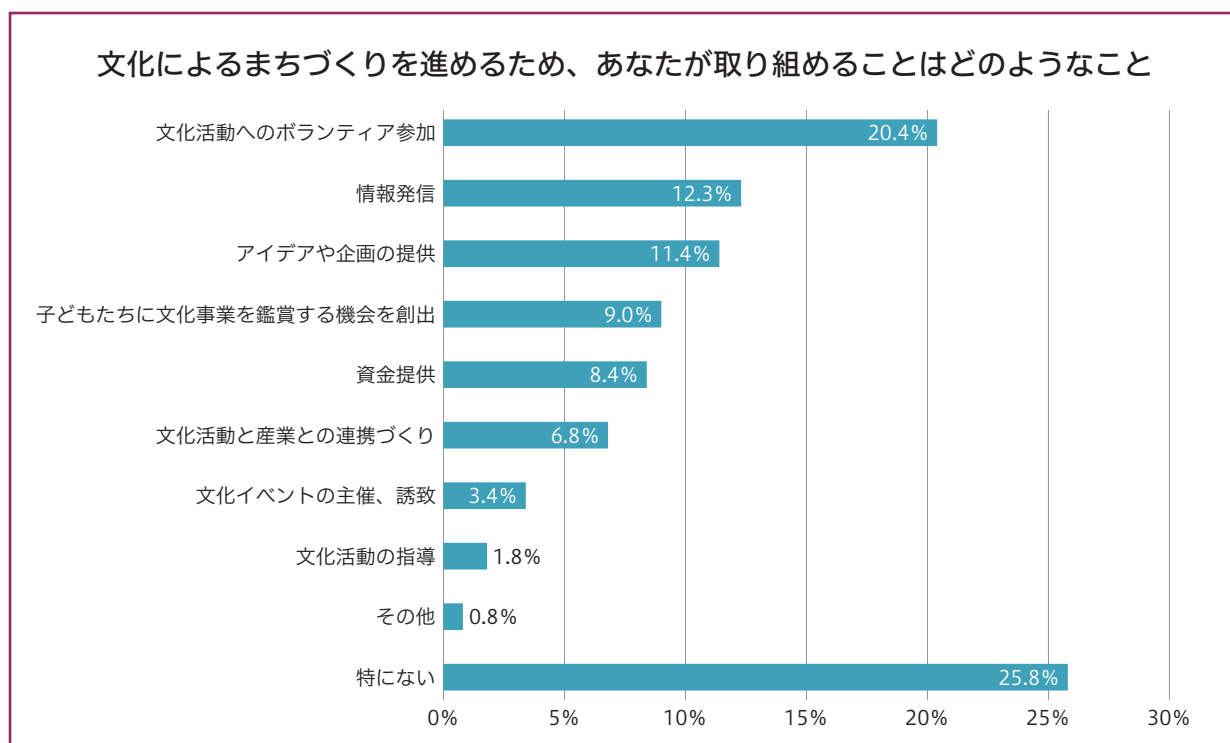
アンケート3

- 子どもたちが文化を引き継ぐ人材となるための取組としては、「学校や地域での文化事業の体験が必要」、「公演を鑑賞する機会の充実」などが挙げられました。



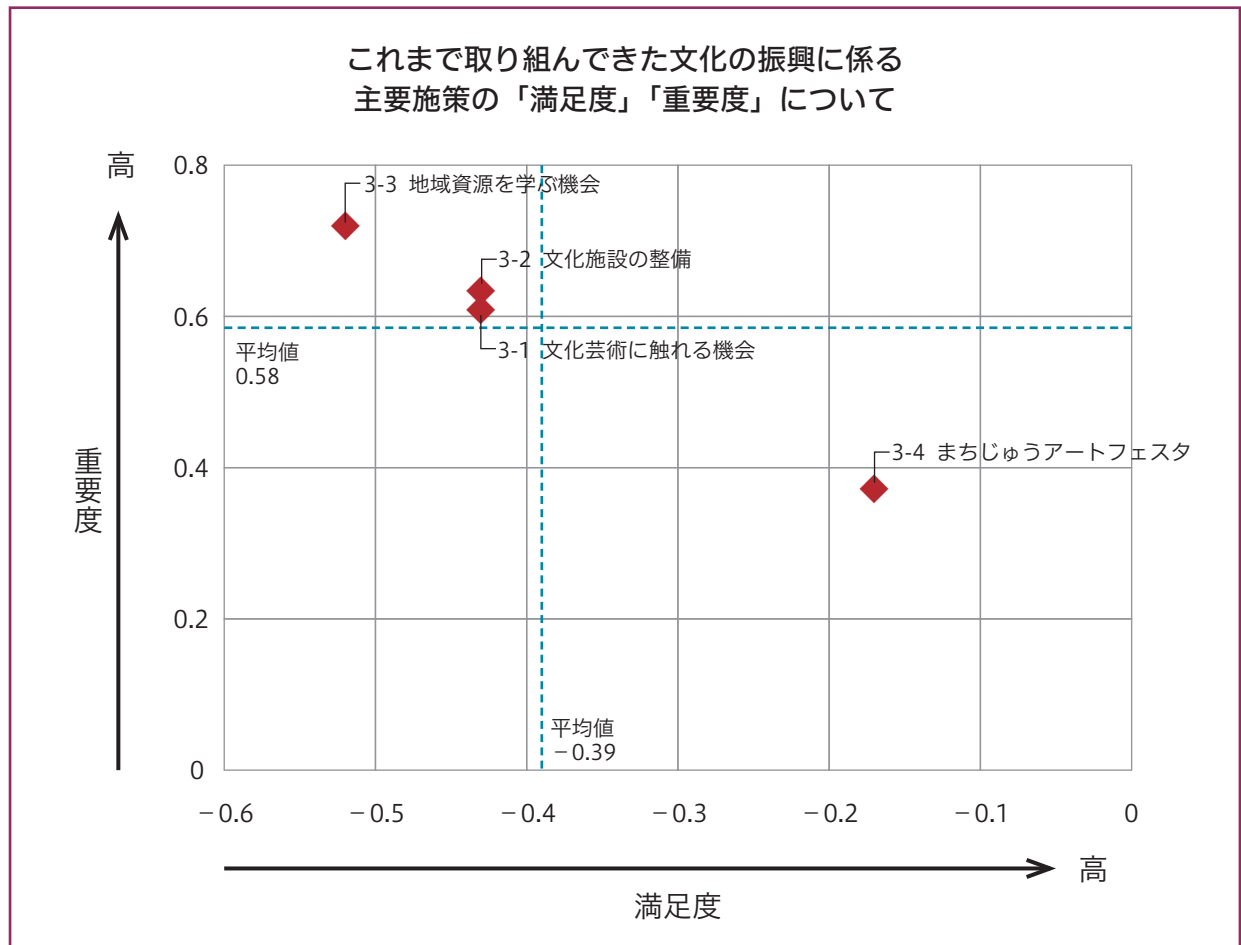
アンケート4

- 自身が文化によるまちづくりを進める上で取り組めることとしては、「ボランティア参加」が大きなウエイトを占めました。



アンケート5

- 文化の振興に係る主要施策の「満足度」はいずれも低くなっており、とりわけ「地域資源を学ぶ機会」「文化芸術に触れる機会」「文化施設の整備」については、重要な取組と認識されているものの満足度は低くなっています。



5 「宇部市のアートのまちづくり」アンケート調査

① 調査概要

- ・実施時期：令和3年（2021年）8月9日（月）～8月22日（日）
- ・対象者：宇部市民（モニター数：691人）
- ・回答者数：308人（回答率：44.6%）

② 調査結果

アンケート6

- UBEビエンナーレが「アートのまちづくり」に果たす役割について大きいと思うかとの問いに対して、「思う」「少し思う」と回答した人は73.4%となっています。

また、「彫刻以外のアートにも力を入れたほうが良い」と思うかの問いに対して「思う」「少し思う」と回答した人は62.7%となっています。

UBEビエンナーレが「アートのまちづくり」に果たす役割は大きいと思いますか。

思う	40.3%	
少し思う	33.1%	
どちらとも言えない	15.3%	
あまり思わない	7.8%	
思わない	3.6%	

彫刻以外のアートにも力を入れたほうが良いと思いますか。

思う	32.8%	
少し思う	29.9%	
どちらとも言えない	21.1%	
あまり思わない	11.4%	
思わない	4.9%	

市内への彫刻作品の設置を継続し、増やしていくべきだと思いますか。

思う	35.1%	
少し思う	21.1%	
どちらとも言えない	18.5%	
あまり思わない	15.6%	
思わない	9.7%	

彫刻教育が果たすシビックプライド醸成への効果について、どのように思われますか。

効果がある	29.9%	
少し効果がある	30.2%	
どちらとも言えない	26.3%	
あまり効果がない	9.1%	
効果がない	4.5%	

⑥ 本市の文化活動の課題

① 市民の文化活動

- ・ 土日や平日夜間のイベント開催など、市民が日常的に文化に触れる・親しめるような環境づくりを行うことが必要。
- ・ 魅力ある多彩な文化イベントの誘致・創出など、文化を身近に感じ、文化イベントに関心をもってもらうことが必要。
- ・ イベントの効果的な周知・PRなど、情報不足によって、文化活動に触れる機会を逃すことのないようにすることが必要。
- ・ 「文化」の幅広さを市民に理解してもらうための働きかけが必要。
(例) カラオケで歌うこと、展示されている子どもの描いた絵を見ること、野外彫刻を見ること、テレビで名作映画を見ることも「文化」の一つと捉える。
- ・ いつでもどこでも「文化がある」状況にしていくことが必要。
- ・ ポストコロナ社会における「新たな日常」に対応した文化活動を推進することが必要。
- ・ 多文化共生や社会包摂を意識した文化活動を広げていくことが必要。
- ・ 高齢者・障害者・在留外国人など誰もが文化事業に参加できる環境づくりが必要。
- ・ アートコミュニティなど、文化の力によりコミュニティを形成する活動を広げていくことが必要。

課題の背景

現 状

アンケート1

アンケート2

② 文化団体・文化事業者

- ・ 文化団体関係者の高齢化などにより、文化活動団体の数や会員数が減少しており、文化活動の活性化に向けた支援が必要。
- ・ 文化活動へボランティアで参加する人を増やすなど、ボランティアに参加しやすい環境整備を行うことが必要。
- ・ 文化活動団体や文化事業者の事業実施のための運営資金の確保のため、助成財団等の助成情報の周知が必要。

課題の背景

現 状

アンケート2

アンケート4

③ 子どもたちへの文化事業の機会の創出

- ・ 子どもたちが、地域や学校で、文化に触れ体験する機会を充実させることが必要。
- ・ 子どもたちが、文化施設を気軽に訪れ、芸術家の作品や舞台公演等を鑑賞する機会を増やすことが必要。
- ・ 経済的又は様々な事情を抱える家庭の子どもたちに社会包摂型の文化事業が必要。
- ・ 子どもたちが、地域・学校・文化施設などで、本市の歴史・地域資源・文化財などを学ぶ機会を増やすことが必要。

課題の背景

現 状

アンケート1

アンケート2

④ UBEビエンナーレ・彫刻

- ・「UBEビエンナーレ」や「彫刻のまち」を、効果的にシビックプライドへと繋げる取組が必要。
- ・野外彫刻展が開催されて60年が経過し、市内に設置している作品の経年劣化が進んでおり、今後の維持管理方法の検討が必要。
- ・「彫刻教育」の推進を図るため、より充実した彫刻学習体験の場を継続的に提供していくとともに、子どもだけでなく、幅広い世代の生涯学習などにも拡大していくことが必要。

課題の背景

現 状

アンケート6

⑤ 文化施設

- ・渡辺翁記念会館・文化会館ともに耐震性がなく、耐震改修や大規模修繕の検討が必要。
- ・駐車場不足及び公共交通の脆弱性など、渡辺翁記念会館・文化会館へのアクセスの課題を改善することが必要。
- ・近隣都市の文化施設と公演や講演会・コンベンション等の開催において競合が進み、選ばれる魅力ある施設に改修していくことが必要。
- ・文化関連産業が脆弱であり、多様な文化事業の円滑な開催のため、市内の文化産業（ホールの舞台・映像等）を支援することが必要。

課題の背景

アンケート5

⑥ 文化財の保存・活用

- ・文化財保護活動を行う人材の高齢化が進んでおり、後継者の育成が必要。
- ・所有する収蔵品等を次世代に継承していくため、未指定文化財を計画的に調査し、文化財の指定・登録化を進めていくことが必要。
- ・本市の貴重な文化財を、保護活動だけでなく、活用を進めることで、文化に対する市民の理解や関心、愛着を高めていき、シビックプライドを醸成することが必要。

課題の背景

現 状

3

基本目標と施策体系

これからの本市の文化振興においては、「第2章（6）本市の文化活動の課題」などを踏まえて、市民が日常的に文化に触れることや、文化活動に参加することが必要と考え、本ビジョンでは、次のとおり基本目標や総括的数値目標を定め、これらを実現する施策体系を整理し、各取組を実施していきます。

1 基本目標

本ビジョンの基本目標は、第一次・二次ビジョンの基本目標を引き継ぎ、

『人と地域がきらめく 文化の薫るまち』

とします。

なお、文化振興施策は長期的に継続することが必要であり、成果は、短期間かつ数値などで、評価することが困難な面もありますが、本ビジョンでは、5年間の取組を評価するため、「インターネット市民モニター」などを実施し、次のような総括的数値目標を設定します。

2 総括的数値目標

目標指標 1

1年間に1回以上文化を鑑賞^{※1}したことがある市民の割合

令和元年度（2019年度）：76.8%
令和2年度（2020年度）：49.8% → **令和8年度（2026年度）：80.0%**

目標指標 2

1年間に1回以上文化活動を行ったことがある市民の割合

令和元年度（2019年度）：27.7%
令和2年度（2020年度）：22.0% → **令和8年度（2026年度）：33.0%**

目標指標 3

鑑賞、活動があると回答した市民のうち、その場が宇部市内等である割合

令和8年度（2026年度）：85.0%

※宇部市内等：宇部市・山陽小野田市・美祢市・山口市阿知須地区

※1 本ビジョンで目標とする「文化の鑑賞」とは、芸術作品などを観たり聴いたりして、理解し味わうことです。また、劇場や音楽堂・美術館での鑑賞にとどまらず、市内の各所にある野外彫刻や店舗に飾ってある絵画の鑑賞、さらに自宅で観るテレビ映画など様々なものを指します。

本計画に基づき展開する各施策は、持続可能な開発目標の達成に貢献するものです。
 特に関連の強い開発目標は、「3. すべての人に健康と福祉を」「4. 質の高い教育をみんなに」
 「8. 働きがいも経済成長も」「11. 住み続けられるまちづくりを」「17. パートナリーシップで
 目標を達成しよう」になります。



【SDGs (Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標)】は、「誰一人取り残さない (leave no one behind)」ことを誓う、持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。2015年の国連サミットにおいて全会一致で採択されたもので、17のゴールから構成されています。



3 施策体系

基本目標である「人と地域がきらめく 文化の薫るまち」を実現するため、4つの施策の下、各取組を展開していきます。

施策1 文化活動の活性化	(1) 文化活動の推進 (2) 文化・アート人材の育成
施策2 「UBEビエンナーレ」からひろがる “まち・ひと・アート”の推進	(1) UBEビエンナーレの推進 (2) 彫刻企画展等の開催 (3) 彫刻とアートの教育の推進 (4) 彫刻によるまちづくりの推進
施策3 文化施設の整備・充実	(1) 渡辺翁記念会館・文化会館の整備 等
施策4 文化財の保存・活用	(1) 文化財の保存・活用の推進 (2) 宇部市史の編さん

4

具体的施策の展開

施策1 文化活動の活性化

【施策の方向性】

宇部文化連盟や宇部市文化創造財団などの活動団体と連携し、市民の文化活動の支援や文化に触れる機会の創出に取り組むとともに、文化活動者の人材確保や育成により、未来を担う子どもたちをはじめとして文化に携わる市民層を広げます。

また、アートを紹介して、ひと・もの・ことをつなぎ、まちの創造的発展に向けて自ら活動する「アートコミュニケーター（うーばー）」を育成し、市民が身近に文化やアートに親しめる環境づくりを進めます。

	項 目	現状値		目標値
		令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和8年度 (2026年度)
活動指標	渡辺翁記念会館・文化会館延べ来場者数	144,808人	42,779人	167,000人
	芸術祭延べ参加者数（出演者及び出品者）	2,374人	754人	3,000人
	芸術祭鑑賞者数（入場者及び観覧者）	25,961人	3,123人	30,000人
	アートコミュニケーター（うーばー）活動者数（累計）	－	33人	80人
	アートマネージャー活動者数（累計）	42人	52人	100人



クラシック演奏会



講談師独演会



子ども文化夢教室



うーばー研修会

施策１－（１） 文化活動の推進

【主な取組】

- ・ 宇部文化連盟との協働による宇部市芸術祭を開催することにより、市民の文化活動の発表の場を確保します。
- ・ 宇部市文化創造財団等との連携により、音楽公演をはじめとした良質な公演等の文化事業を開催します。【拡充】
- ・ 文化行事への後援などを通じて団体等が実施する文化活動を支援するとともに、各助成財団等の助成金情報など提供します。【拡充】
- ・ アーティストの滞在型創作活動（アーティスト・イン・レジデンス）を推進し、市民とアーティストとの交流を促進します。
- ・ 在留外国人などに対し、文化事業の鑑賞や体験の機会を提供し、多文化共生の取組を推進します。
- ・ 関係機関と連携し、渡辺翁記念会館や都市型ホテルを会場とした大型の文化事業やコンベンションなどを誘致します。【拡充】
- ・ 市内の文化団体・活動者の協力を得ながら、子どもたちが伝統文化等を体験できる機会として「子ども文化夢教室」を各小学校で開催します。【拡充】
- ・ 小・中学生の文化体験活動の一環として、市内外の専門家から直接指導を受けるワークショップ型の教室を開催します。【拡充】
- ・ 障害のあるなしに関わらず参加や鑑賞ができる文化事業を企画・開催します。【拡充】
- ・ 経済的に不安を抱える世帯の子どもたちなどを対象に、文化事業に触れる機会を創出する「社会包摂事業」を実施します。【新規】
- ・ 音響や映像・舞台芸術などに携わる市内事業者等と連携して、音楽公演などを積極的に開催することで、地元の文化関連産業を支援します。
- ・ ポストコロナ社会における「新たな日常」への対応のため、オンライン配信や文化事業における非接触化などを支援します。
- ・ 本市にゆかりある映画監督やアーティストによる、映画・アニメーション・音楽などの文化を市内外にPRするとともに、次世代に引き継ぎます。【新規】

施策１－（２） 文化・アート人材の育成

【主な取組】

- ・ 人・アート・場所をつなぎ、新しい価値と創造的なコミュニティによるまちの発展に向け、アートコミュニケーター（うーばー）の育成とアート活動を支援します。【拡充】
- ・ うーばー（３年任期）修了生が、それぞれの地域や職場・団体などで、自主的にアートによるコミュニティ活動を行うことを支援します。【新規】
- ・ うーばー及び修了生の活動拠点の設置を支援します。【新規】
- ・ 茶華道・書道・短歌・俳句・俳画・絵画・演劇・日本舞踊などの伝統文化に携わる後継者の発掘・育成を支援します。【拡充】
- ・ 文化活動団体や宇部市文化創造財団と連携して、アートマネージャー養成講座を開催し、文化と市民・社会をつなぐアートマネジメントを実践できる人材を育成します。
- ・ アートマネージャーが主体となった、文化事業の開催を支援します。【新規】

施策２ 「UBEビエンナーレ」からひろがる“まち・ひと・アート”の推進

【施策の方向性】

「UBEビエンナーレ」の開催により、彫刻だけでなく多様なアートに触れる機会を創出しながら、市民とともにつくるビエンナーレを目指します。また、企画展やワークショップ等を開催するとともに、市内への彫刻作品の設置及び維持管理を進めます。さらに彫刻に関する調査研究やアーカイブを通し、これまでの取組を内外に発信することで、「UBEビエンナーレ」の価値を高め、アートによるまちづくりを推進します。

また、シビックプライドを醸成するとともに、アートを介して、想像力や豊かな感性を育む彫刻教育の充実を図るため、小中学生を対象とした彫刻及び模型鑑賞授業や作家との交流によるワークショップ等を実施します。その他、子どもだけでなく、生涯学習など多世代を対象とした彫刻教育の普及促進を図るため、地域や団体、大学等での講座開催なども実施します。

活動指標	項 目	現状値 令和３年度 (2021年度)	目標値 令和８年度 (2026年度)
	「UBEビエンナーレ」に対する市民の理解度	73%	80%
	彫刻教育実施回数	30回	40回

施策２－（１） UBEビエンナーレの推進

【主な取組】

- ・「UBEビエンナーレ」をこれからも継続的に開催していくため、彫刻だけでなく多様なアートにも触れる機会の創出を図ります。【拡充】
- ・市民と協働したアートイベントの拡充を図り、市民とともにつくるビエンナーレを目指します。【拡充】
- ・「UBEビエンナーレ」の会場については、ときわ公園だけでなく、中心市街地等での開催も検討します。【新規】
- ・「UBEビエンナーレ」をより一層市民に親しみを感じてもらえるよう、入賞作家によるワークショップや作品展開催など、作家との連携を強化し、市民と作家との交流の場を創出します。【拡充】
- ・アートによるまちづくり“発祥の地”としての歴史や彫刻の魅力の発信、UBEビエンナーレゆかりの作家とその作品に関する調査・研究及びアーカイブの充実など、内外に向けた情報発信を強化してビエンナーレの価値を高めます。【拡充】
- ・PRブースの設置や広報媒体への相互の情報掲載など、全国的に評価の高い他の芸術祭や文化施設等と連携を強化します。

施策2-(2) 彫刻企画展等の開催

【主な取組】

- ・柳原義達・向井良吉作品をはじめとする屋内コレクションを常設展示するとともに、市所蔵作品の定期的な企画展も開催し、市民がアートに触れる機会を創出します。
- ・ものづくり体験のワークショップを対面だけでなく、オンライン配信による作家との交流など、ポストコロナ社会における「新たな日常」に対応しながら開催します。【拡充】
- ・貴重な市所蔵作品等を適切に保管していくために、収蔵庫等の環境整備を行います。

【新規】

施策2-(3) 彫刻とアートの教育の推進

【主な取組】

- ・自分たちの身近にある彫刻をそれぞれの心で楽しみながら、まちに対する誇りや郷土愛を醸成するとともに、アートを介して、観察力、思考力、他者を理解する心を育み、主体的で豊かなコミュニケーションを生む彫刻とアートの教育の充実を図ります。【拡充】
- ・小中学生を対象とした彫刻及び模型鑑賞授業や作家との交流によるワークショップ等の実施に加え、ポストコロナ社会における「新たな日常」に対応したICT教育の環境等を活用する彫刻教育を推進します。【拡充】
- ・地域や団体、大学等での講座開催など、多世代や様々な条件を持つ人たちにも対応しながら彫刻教育の普及促進を図り、生涯学習等にもつなげます。【拡充】

施策2-(4) 彫刻によるまちづくりの推進

【主な取組】

- ・「緑と花と彫刻のまち」にふさわしい、環境との調和や景観にマッチした作品を選定するとともに、誰もが親しみやすく鑑賞できるような作品配置を行います。
- ・彫刻を活かした質の高いまちづくりを推進するため、新庁舎周辺については、宇部市のまちづくりの歴史や特徴を表現できるようなストーリー性のある彫刻の再配置を行います。
- ・市民が安心して安全に野外彫刻作品を鑑賞できるよう、市内に設置されている約200点の作品を定期的に巡回点検し、メンテナンス等の維持管理を行いながら、居心地の良い魅力ある都市空間の形成を図ります。【拡充】

【新規】



「はじまりのはじまり」三宅之功
第28回UBEビエンナーレ大賞（宇部市賞）2019



市民ボランティアによる彫刻清掃

施策3 文化施設の整備・充実

【施策の方向性】

文化会館の耐震改修・大規模修繕を行うとともに、重要文化財である渡辺翁記念会館は、保存活用計画を文化庁と協議しながら作成し、会館活用の方向性を検討します。また、各施設の機材等の継続的な更新などにより、利用団体や市民の利便性の向上を図ります。

活動指標	項 目	現状値 令和3年度 (2021年度)	目標値 令和7年度 (2025年度)
	文化会館の耐震及び長寿命化改修	改修設計 (一部完了)	改修完了
	渡辺翁記念会館の保存活用計画の策定	未着手	策定に伴う 空調改修

施策3-(1) 渡辺翁記念会館・文化会館の整備等

【主な取組】

- ・文化会館の耐震改修及び空調設備改修等の大規模修繕を実施します。
- ・文化会館の大規模修繕に合わせて、施設・設備の長寿命化改修を実施します。
- ・渡辺翁記念会館の耐震改修及び空調設備改修等の大規模修繕の検討を行うため、文化庁と協議しながら「保存活用計画」を策定します。**【新規】**
- ・駐車場不足のため、民間の駐車場の活用やJR宇部線・市営バス等公共交通機関の利便性向上のため交通事業者等と連携したイベントを開催します。**【拡充】**



宇部市文化会館



宇部市渡辺翁記念会館と渡辺翁記念公園

施策4 文化財の保存・活用

【施策の方向性】

市の地域資源となる固有の歴史や伝統文化に関する資料を収集及び保存するとともに、文化財の活用を推進し、シビックプライドの醸成に取り組みます。現在、発行している宇部市史の追補や編さん、デジタル化に取り組むとともに、宇部市100年の歴史を振り返る絵本の作成・活用に取り組みます。

活動指標	項 目	現状値 令和3年度 (2021年度)	目標値 令和8年度 (2026年度)
	文化財を活用したイベント等の参加者数	13,000人	15,500人

施策4-(1) 文化財の保存・活用の推進

【主な取組】

- ・文化財愛護活動を推進するため、文化財所有者及び文化財愛護団体を支援するとともに、文化財の周辺環境整備を実施します。
- ・地域団体や郷土史研究団体等と連携し、地域の大切な文化遺産として次世代へ継承するため各地域の未指定文化財の計画的調査と、文化財の指定・登録化を推進します
- ・文化財の保存活用を目途とした広報活動を推進します。
- ・本市の歴史や文化へのより一層の興味・関心を高め、貴重な地域資源である文化財史料の活用を図るため、市民団体との共同、連携により、文化財展等を開催し、文化財への愛着心を育成します。【拡充】
- ・「宇部市デジタルミュージアム」を周知するとともに、活用を促進します。
- ・宇部南蛮音頭保存会との連携を強化し、南蛮音頭の普及と継承を進めます。

施策4-(2) 宇部市史の編さん

【主な取組】

- ・現在、発行している宇部市史について、昭和61年(1986年)以降の本市の歴史を追補し、市史の編さんを行うとともに、市史のデジタル化に取り組みます。【新規】
- ・デジタル化した市史を「宇部市デジタルミュージアム」に掲載し、後世への記録の継承及び掲載内容の検索や閲覧を容易に行えるようにします。【新規】
- ・宇部市100年の歴史を振り返る絵本を作成し、幅広い世代に宇部市の歴史に親しんでもらうことにより、シビックプライドを醸成する教育を推進します。【新規】



慶長国絵図・周防国・長門国（国重要文化財）



岩戸神楽舞（県指定無形民俗文化財）



沖ノ山電車竖坑石垣（国登録有形文化財）

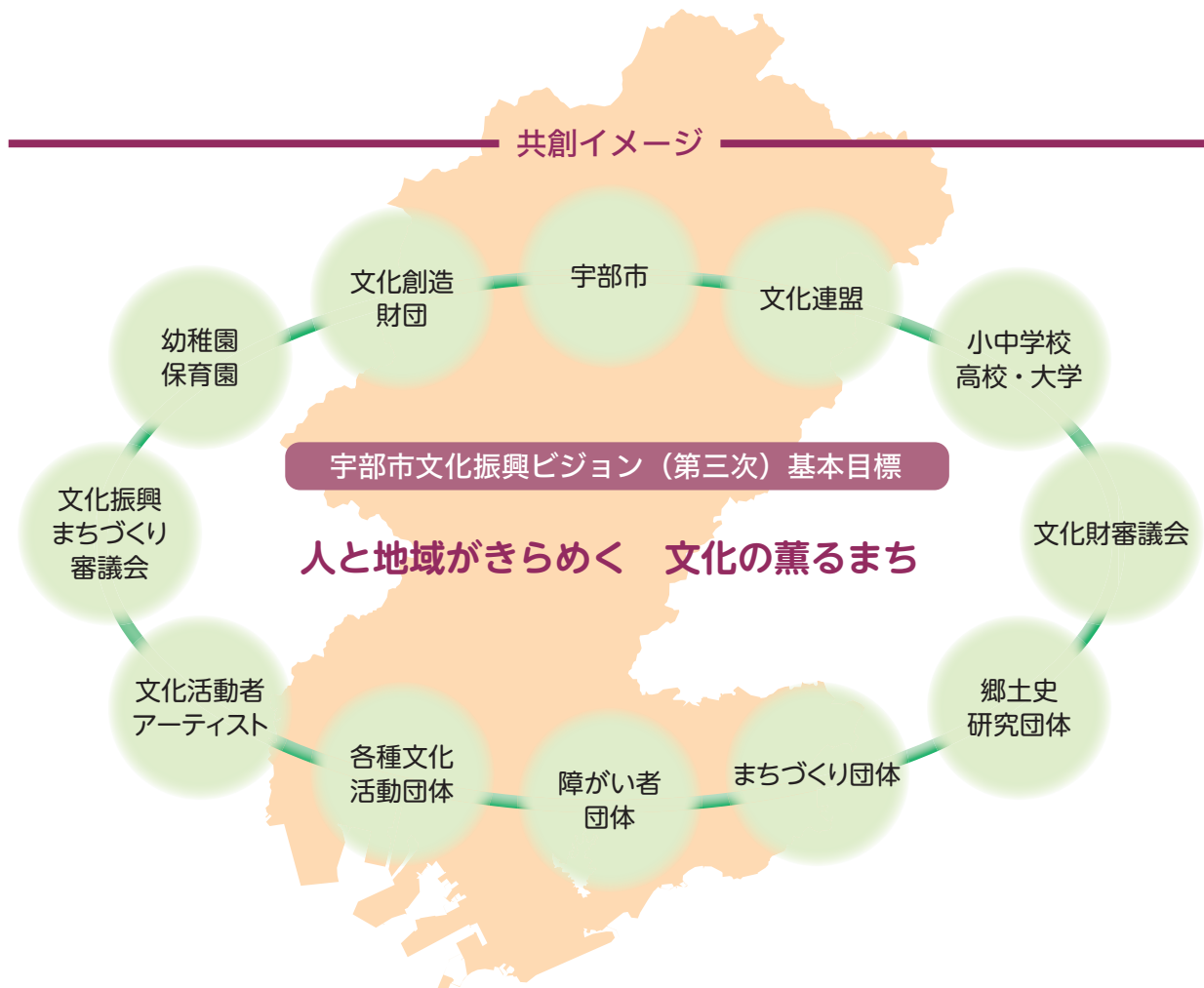


岡田屋百手神事（市指定無形民俗文化財）

5

文化振興ビジョン（第三次）の推進体制

本ビジョンに掲げた基本目標の実現や活動指標の達成、取組事項の効率的・効果的な推進を図るため、各個別目標の設定段階から文化活動に取り組む各種団体との『共創』により、地域文化の課題を共有するとともに、様々な意見を出し合いながらその対策を考え、文化の薫るまちづくりを目指します。



【宇部文化連盟】

本市の文化向上・発展を目的とした総合的な文化団体で、各種文化団体が互いに理解し合い、援助・協力することで、各団体の文化活動を一層盛んにしていくことを理念としています。

毎年秋に「宇部市芸術祭」を主催し、文化会館を主会場として、展示部門、文芸部門、舞台部門、総合部門などが行われ、県内でも有数の文化祭となっています。

【一般財団法人 宇部市文化創造財団】

文化行事の開催や市民による自主的な文化活動の支援並びに文化活動を担う人材育成などを行うことにより、「人と地域がきらめく 文化の薫るまち」の実現に寄与することを目的に活動しています。

主に、各種の文化公演・講演会の開催などによる文化振興、宇部文化連盟加盟団体や各種文化団体への事業協力及び指定管理者として文化施設の管理運営を実施しています。

参 考 資 料

- 宇部市文化の振興及び文化によるまちづくり条例
- 宇部市文化振興まちづくり審議会からの答申書

宇部市文化の振興及び文化によるまちづくり条例

(平成22年条例第57号)

原文縦書

文化は、人々に楽しさや感動、精神的な安らぎを与え、豊かな人間性や創造力を育み、また、人を育て、人と人とのつながりを生み出すものであり、子どもたちの健やかな成長や心豊かな市民生活のために欠かせないものであります。

そして、観光や産業など他の分野の活力を促し、まちを豊かにするための重要な要素でもあります。

石炭産業の振興により発展したわがまちでは、先人たちの献身的な取組の中で「共存同栄・協同一致」の精神が生まれ、戦災復興や公害対策の中で、緑化運動や花いっぱい運動などの市民一丸となった活動につながりました。

そして、それらの活動は、荒廃した生活空間や青少年の心の蘇生を願い、「自然と人間の接点を芸術から」という先駆的な観点で始まった野外彫刻でまちを飾る運動へと発展し、本市独自の文化が創造されました。

この独自の文化は、ビエンナーレ形式の野外彫刻展という形で歴史を刻み、まちの至る所で野外彫刻が鑑賞できる本市固有の情景が生まれました。

また、市内には、産業都市としての本市の歩みを印象づける数々の近代化産業遺産があります。

特に昭和初期の建築美を今に伝え、国の重要文化財にも指定されている渡辺翁記念会館は、音響効果に優れた音楽ホールとして高い評価を得て、国内外の著名な音楽家等の公演が行われるとともに、隣接する文化会館とあわせ、市民団体等による舞台芸術の発表・鑑賞の機会を支える市民の幅広い文化活動の場として活用され、親しまれています。

このような本市独自の文化や歴史的・文化的資産を次世代に引き継ぐとともに、さらに発展させ、新たなまちの活力を生み出すため、市と市民が協働して、文化の振興と文化によるまちづくりに取り組むことを目指し、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、文化の振興及び文化によるまちづくりを進めるための基本理念を定めるとともに、市並びに市民、市民団体及び事業者の役割その他基本的な考え方を明らかにすることにより、本市の文化の振興及び文化によるまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもたちの健やかな成長、心豊かな市民生活及び活力あるまちの創造に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「文化」とは、芸術、芸能、伝統文化、生活文化その他市民が主体的に行う創造的な諸活動及び文化財（近代化産業遺産（日本の産業の近代化を支えた建造物、機械等で、経済産業省が各地域から募集し、認定した文化遺産の一分類をいう。）を含む。以下同じ。）をいう。

(基本理念)

第3条 市並びに市民、市民団体及び事業者（以下「市民等」という。）は、文化の振興及び文化によるまちづくりを進めるに当たっては、次に掲げる理念を基本とする。

- (1) 文化に関する活動（以下「文化活動」という。）を行う市民等の自主性及び創造性並びに活動の多様性を尊重すること。
- (2) 市の独自性あふれる文化活動及び文化財を保存し、継承し、発展させ、及び活用すること。
- (3) 市民すべてが文化を創造し、及び享受することができることを尊重し、市民の文化意識が高まり、市民等の文化活動が活発に行われるような環境の整備に努めること。
- (4) 文化の振興に関する活動及び取組を観光、産業その他の分野の活動に連携させ、市の活力を高めること。

(市の役割)

第4条 市は、市民等と協働して、文化の振興及び文化によるまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- 2 市は、文化の振興及び文化によるまちづくりに関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民等の役割)

第5条 市民等は、自らが文化の担い手として、文化の創造、享受、継承及び発展並びにこれらの発信に積極的に努めるものとする。

- 2 市民等は、多様な文化活動を理解し、尊重し、及び相互の交流に努めるものとする。

(基本方針の策定)

第6条 市長は、文化の振興及び文化によるまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な指針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

- 2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 市民等の自主的な文化活動の促進及び文化活動への意識の啓発に関すること。
 - (2) 本市独自の文化活動である縁と花と彫刻によるまちづくり及び伝統文化の継承、発展及び活用に関すること。
 - (3) 渡辺翁記念会館を始めとした文化財の保存、継承及び活用に関すること。
 - (4) 学校、家庭及び地域における子どもたちへの文化に関する教育及び子どもたちの文化活動への支援に関すること。
 - (5) 文化の創造若しくは鑑賞又は文化活動への参加その他広く市民等が文化に触れる機会の充実に関すること。
 - (6) 文化を通じた市民等の国内外における交流の促進に関すること。
 - (7) 文化活動を担う人材の育成及び確保に関すること。
 - (8) 総合的に文化の振興を進める体制の整備に関すること。
 - (9) 文化施設の充実及び効率的かつ効果的な管理運営に関すること。
 - (10) 文化の振興に係る取組と産業経済分野との連携及び情報通信技術を活用した効果的で魅力的な文化に関する情報の発信に関すること。

3 市長は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ次条に規定する審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、基本方針を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(審議会)

第7条 前条第3項に定めるもののほか、本市の文化の振興及び文化によるまちづくりに関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議させるため、宇部市文化振興まちづくり審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、委員10人以内で組織する。

3 委員は、市民、学識経験者及び文化活動を行う関係者又は関係団体の代表者のうちから、市長が任命する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、市規則で定める。

附 則 （平成22年12月28日条例第57号） 抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以後最初に市長が任命する審議会の委員の任期は、第7条第4項本文の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。

(以下略)

令和4年(2022年)1月28日

宇部市長 篠 崎 圭 二 様

宇部市文化振興まちづくり審議会

会 長 福 田 隆 眞

宇部市文化振興ビジョン（第三次）について（答申）

私たち宇部市文化振興まちづくり審議会は、宇部市文化振興ビジョン（第三次）への改定について「宇部市文化の振興及び文化によるまちづくり条例」の規定に基づき、これまで10年間の取組を踏まえ、次の5年間の文化振興施策の方向性・内容について審議、調査するよう、昨年6月25日に篠崎市長から諮問を受けました。

本審議会では、会議の開催や意見交換などを通じ、また、市民アンケートを行い、10人の委員が検討、協議を重ね、別添「宇部市文化振興ビジョン（第三次）（素案）」として、取り組むべき内容をまとめました。

第一次・第二次ビジョンの策定趣旨や基本目標「人と地域がきらめく 文化の薫るまち」は引き続き踏襲しつつ、新たな社会の潮流として、SDGs・社会包摂・多文化共生などの視点を施策に取り入れながら、地域の文化振興を図る必要があります。

また、引き続き、宇部市独自の文化の継承と文化の振興によるまちづくりを進めるという条例の基本理念に従い、独自の視点をもった文化振興の施策を進めていくことが重要です。

第三次ビジョンへの改定に当たっては、そのことを念頭に置きながら、今年度中に策定予定の第五次宇部市総合計画 前期実行計画の「文化・アートの振興」施策との整合性を図りながら体系を整理し、具体的取組内容を合わせるなど、より実効性のある内容としました。

ここに、本審議会の総意として、市長に答申するものであります。

なお、令和2年の春先頃から、新型コロナウイルス感染拡大により、文化施設の休館や文化事業の中止・延期が相次ぎ、文化活動の停滞や文化に触れる機会の喪失を余儀なくされてきました。

このような状況にあっても、将来を担う子どもたちの健やかな成長と心豊かな市民生活のため、文化による人づくりと地域づくりに、引き続き積極的に取り組まれますようお願いするものであります。

宇部市文化振興ビジョン（第三次）

発行日 令和4年（2022年）3月

発行 宇部市 観光・シティプロモーション推進部
文化・スポーツ振興課

〒755-8601 山口県宇部市常盤町一丁目7番1号

TEL (0836)34-8616 FAX (0836)22-6083